

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 住吉配水場直流電源設備 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	阿倍野区	エナジーウィズ(株) 西日本支店	4,763,000	令和8年1月5日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
2	令和7年度 市岡下水処理場外9か所監 視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	港区	(株)明電舎 関西支 社	544,500,000	令和8年1月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	令和7年度 大阪市役所本庁舎空調 和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	新晃アトモス(株) 大 阪支社	3,542,000	令和8年1月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	内代公園ほか19公園遊具修繕	13D:遊具工事	都島 旭 城東 鶴見	(株)コトブキ 関西支 店	7,111,500	令和8年1月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	令和7年度 柴島浄水場総合管理棟直 流電源装置整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	古河電池(株) 関西 支社	2,020,700	令和8年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
6	大阪市立東成区民センター空調室外機 修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東成区	ダイキン工業(株) サービス本部 西日本 サービス部	4,950,000	令和8年1月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	令和7年度大阪市中央卸売市場本場エ レベーター・エスカレーター設備修繕	09A:昇降機設置工 事	福島区	フジテック(株) 近畿 統括本部	7,282,000	令和8年1月9日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
8	浪速区役所 ゴンドラ修繕	09D:機械器具設置 工事	浪速区	日本ゴンドラ(株) 大 阪営業所	6,270,000	令和8年1月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	万代池公園ほか13公園遊具修繕	13D:遊具工事	住吉 住之江 東住 吉 平野 阿倍野	日都産業(株) 関西 営業所	3,481,500	令和8年1月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	深江抽水所耐水化設備工事	09B:上下水道施設 工事	東成区	(株)電業社機械製作 所 大阪支店	70,950,000	令和8年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	令和7年度大阪市中央卸売市場東部市 場直流電源設備修繕	04:電気工事	東住吉区	(株)GSユアサ 関西 支社	8,195,000	令和8年1月21日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
12	大阪市立西屋内プール昇降機設備改修 工事	09A:昇降機設置工 事	西区	日本エレベーター製造 (株) 大阪営業所	47,248,300	令和8年1月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発 電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)カワサキマシンシ ステムズ 統括本部 ガスタービンサービス 本部 西部事業所	6,160,000	令和8年1月22日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
14	西部環境事業センターほか1か所排水処 理設備修繕	09B:上下水道施設 工事	大正区、鶴見区	オルガノプラントサー ビス(株) 関西事業所	10,780,000	令和8年1月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	舞洲障がい者スポーツセンター二酸化炭素消火設備取替修繕	09E:消防施設工事	此花区	ヤマトプロテック(株) 大阪支社	2,200,000	令和8年1月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
16	南部環境事業センターほか1か所排水処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	西成区、西淀川区	(株)丸島アクアシテム	14,520,000	令和8年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	令和7年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	東成区	日新電機(株) 関西支社	85,360,000	令和8年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	城東区民センター放水型スプリンクラー設備修繕	09E:消防施設工事	城東区	ヤマトプロテック(株) 大阪支社	1,650,000	令和8年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	生野区民センター自動扉修繕	14L:建具工事	生野区	(株)日立ビルシステム 関西支社	462,000	令和8年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	旭区民センター小ホール可動床ジャッキ類改修工事	09D:機械器具設置工事	旭区	カヤバCS(株)	12,870,000	令和8年1月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	令和7年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株) 流体事業部営業本部関西支店	7,904,160	令和8年1月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	旭区民センター大ホールロールバック制御盤外改修工事	09D:機械器具設置工事	旭区	コクヨ(株) グローバルワークプレイス事業本部建材ビジネス本部建材積算工務部	5,098,500	令和8年2月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	阿倍野複合施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	阿倍野区	三精テクノロジーズ(株)	117,700,000	令和8年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	長居公園事務所 空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	(株)NTTファシリティーズ 西日本事業本部	4,290,000	令和8年2月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	住吉小学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区、平野区、住之江区、東住吉区	フジテック(株) 近畿統括本部	75,350,000	令和8年2月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	天王寺中学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	天王寺区、港区、淀川区、旭区	東芝エレベータ(株) 関西支社	97,570,000	令和8年2月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	歌島中学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西淀川区、平野区	三精テクノロジーズ(株)	72,600,000	令和8年2月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	令和7年度 今福下水処理場外14か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)東芝 関西支社	598,950,000	令和8年2月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	天満中学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区、此花区、平野区、旭区	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	98,730,500	令和8年2月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	聖賢小学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	城東区、住吉区、西淀川区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	96,250,000	令和8年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
31	もと芦池小学校コンクリート擁壁撤去及びネットフェンス設置工事	13B:防球ネットフェンス工事	中央区	まこと建設(株)	2,904,000	令和8年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	
32	大阪市中心卸売市場南港市場本館棟ボイラー設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株)日本サーモエナー 関西支社	16,500,000	令和8年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	令和7年度 住吉配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	阿倍野区	シンフォニアエンジニアリング(株) 大阪支社	140,800,000	令和8年2月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
34	北港白津岸壁外2施設保安対策設備(UPSバッテリー等)修繕	04:電気工事	此花区、住之江区	NECネッツエスアイ(株) 関西パブリックソリューション営業本部	2,158,530	令和8年2月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	令和7年度大阪市中心卸売市場本場市場東棟南非常用発電設備修繕	04:電気工事	福島区	(株)カワサキマシシステムズ 統括本部 ガスタービンサービス本部 西部事業所	4,950,000	令和8年2月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
36	令和7年度 住之江下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)日立製作所 関西支社	488,400,000	令和8年2月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	大阪市中心卸売市場南港市場部分肉棟空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	不二熱学サービス(株)	5,940,000	令和8年2月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	令和7年度 深江抽水所耐水化電気設備工事	09B:上下水道施設工事	東成区	安川オートメーション・ドライブ(株) 大阪支店	50,600,000	令和8年3月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	令和7年度 海老江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機(株) 関西支社	297,000,000	令和8年3月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
40	令和7年度 千島下水処理場外13か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	大正区	(株)明電舎 関西支社	596,200,000	令和8年3月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 住吉配水場直流電源設備整備修繕

2 契約の相手方

エナジーウィズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している直流電源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、新神戸電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

当該設備の事業は、平成28年1月1日に新神戸電機 (株) より日立化成 (株) に事業承継、令和2年10月1日に日立化成 (株) から昭和電工マテリアルズ (株) に商号変更、令和3年7月21日に昭和電工マテリアルズ (株) からエナジーウィズ (株) に事業承継済である。

よって、保守点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのはエナジーウィズ (株) が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 市岡下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由：

本工事は、市岡下水処理場外9か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である（株）明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する空気調和機の部品が故障しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の空気調和機は、新晃工業（株）の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業（株）より空気調和設備並びに機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス（株）のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 修繕名称

内代公園ほか19公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、内代公園ほか19公園に設置されている複合遊具9基、児童用ブランコ7基、幼児用ブランコ4基及びスイング遊具1基の各種部材が経年劣化により損耗していることが判明し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所
(電話番号06-6912-0650)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場総合管理棟直流電源装置整備修繕

2 契約の相手方

古河電池（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場総合管理棟に設置している直流電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、古河電池（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、古河電池（株）のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東成区民センター空調室外機修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、東成区民センター屋上の空調室外機4台の部品更新と冷媒回収・充填ほかの作業を行うものである。

当該空調室外機については、令和6年度に実施した点検の結果、圧縮機やファンモータの不具合が確認された。対象となる空調機は1階エントランスや集会室など、市民が多く利用する場所にあり、早急な不具合の解消が必要である。

本修繕の施工にあたっては、ダイキン工業(株)が独自の技術により設計・製作した機器や設備で、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課(電話番号:06-6977-9014)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備修繕

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されているエレベーター・エスカレーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区役所 ゴンドラ修繕

2 契約の相手方

日本ゴンドラ株式会社

3 随意契約理由

浪速区役所のゴンドラについては、竣工時より現在まで24年を経過しており、各部品におけるメーカー推奨耐用年数を大幅に超過している状態にある。

そのため、ゴンドラ設備全般にわたり、経年劣化や消耗部品等の摩耗が見られ、保守点検においてゴンドラ安全規則第24条に規定されている性能検査で不合格となる可能性が高い旨、指摘を受けているところである。

本設備については、庁舎の窓清掃時に使用しており、庁舎美観保持に必要な設備であるとともに、使用者並びに使用時における周囲への安全性の確保が必要不可欠であることから、主要部品の取替及びゲージ塗装等の修繕を行うこととする。

本設備は、日本ゴンドラ(株)が設計・製作を行ったものであり、同社部品は他社部品との互換性がないことから、本修繕を実施するにあたり、同社が保有する部品と専門の知識及び技術が不可欠である。

よって、本設備について一貫した責任と性能を保証し、本修繕を実施できるのは、日本ゴンドラ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市浪速区役所総務課 (06-6647-9936)

随意契約理由書

1 修繕名称

万代池公園ほか13公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、万代池公園ほか5公園に設置されているスイング遊具の上物に損耗がみられることから上物の交換、また新北島東公園ほか7公園に設置されているブランコのチェーン及び座板の損耗がみられることから振り金物より下部の部品の交換を行い、今後も継続的に安全な遊具として提供するため必要な修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所
(電話番号06-6691-7200)

随意契約理由書

- 1 工事名称：深江抽水所耐水化設備工事
- 2 契約の相手方：(株) 電業社機械製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、大阪市下水道耐水化計画に則り、揚水機能の耐水化に必要な設備工事を行うものである。
本抽水所における耐水化は、建築工事で行うポンプ棟壁の補強に伴い支障となる雨水ポンプ駆動用ディーゼル機関の消音器や燃料設備の移設を行うものである。
本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計製作したもので、雨水ポンプ設備としてシステム設計を行ったものであるため、制作会社独自の技術が必要である。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である(株) 電業社機械製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場東部市場直流電源設備修繕

2 選定業者

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本修繕は、場内停電時の非常照明設備用の電源、受変電設備の制御用電源として(株)GSユアサが製作及び施工した直流電源設備のうち、既存の制御弁式据置鉛蓄電池の取り替え、それに伴う直流電源盤内の部品の取替を行うものである。

本修繕にあたっては、既存の設備及び直流電源回路を利用することから、内部構造を十分に理解している必要があり、また、非常時の直流負荷の運転を保障する必要もある。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、製作した(株)GSユアサのみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ(電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西屋内プール昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本工事は、西屋内プールに設置されている昇降機設備の改修工事を実施するものである。

当該設備は設置後 21 年以上が経過し、経年劣化により構成部品の各所に劣化が見受けられる。また、平成 21 年 9 月に建築基準法施行令が一部改正され、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化されたことから、本基準に適合させるため、改修工事を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本工事は、当該設備の構成部品について改修するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本工事の履行にあたっては、製造事業者でなければ改修を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

- 1 修繕名称：令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由： 今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。
自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行うものである。
本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保持させる必要がある。
以上のことから、製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターほか1か所排水処理設備修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、西部環境事業センター及び城北環境事業センターの排水処理設備(以下、「当該設備」という。)において、洗車排水・排泥ポンプ配管、沈殿槽排泥ポンプ配管、各貯水槽レベルスイッチ、搔寄装置等の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、オルガノプラントサービス(株)が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができない。

上記理由により、オルガノプラントサービス(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3374)

随意契約理由書

- 1 案件名称
舞洲障がい者スポーツセンター二酸化炭素消火設備取替修繕
- 2 契約の相手方
ヤマトプロテック株式会社大阪支社
- 3 随意契約理由
舞洲障がい者スポーツセンターの二酸化炭素消火設備は、火災感知器の作動等に連動して、制御盤を介してガス容器の作動及び容器弁の開放を行い、二酸化炭素を放出して消火を行うものである。設備は当該施設の建設時に設置されたものであり、消防点検において経年による容器更新の必要性が指摘されている。また、当施設は大阪市の指定避難所（福祉避難所）に指定されており、特別な配慮を必要とする人の避難所として使用されることから、非常時には広く市民の安心・安全に関わることが想定される。
当該設備は、取替を行う容器や容器弁に加えて、制御盤や蓄電池なども含めた設備一体がヤマトプロテック株式会社にて製造・設置されたものである。安全性や動作保証の観点から、同社は他社による施工を認めておらず、他者が実施した場合は、責任所在を明確化のため二酸化炭素設備全体の更新が必要となる。
以上の理由により、本取替修繕を実施できるのは、ヤマトプロテック株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8049）

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センターほか1か所排水処理設備修繕

2 契約の相手方

株式会社丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本修繕は、南部環境事業センター及び西北環境事業センターの排水処理設備（以下、「当該設備」という。）において、加圧浮上原水ポンプ（A・B）等の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、株式会社丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができない。

上記理由により、株式会社丸島アクアシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3374）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 深江抽水所制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：日新電機（株）
- 3 随意契約理由：

本工事は、深江抽水所において、自動制御するために必要となる制御機能等を既設制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備等は、日新電機（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設制御設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設制御設備施工業者のみである。

よって、既設制御設備施工業者である日新電機（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

城東区民センター放水型スプリンクラー設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック株式会社

3 随意契約理由

本案件は、城東区民センターホール内に設置されている放水型スプリンクラーを管理する制御盤装置の更新を行うものである。

本装置は、城東区民センター竣工当初である平成28年3月より設置されている。更新時期がおおよそ10年とされており、このまま使用を続けると、誤放水が発生する恐れがあるため、早急に更新する必要があると製造・施工を行った事業者から指摘を受けたところである。

当該機器については、ヤマトプロテック株式会社が製造・施工したものであり、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で作業する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に施工させた場合、既存部分の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本案件を実施できるのは、ヤマトプロテック株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所市民協働課地域連携グループ（電話番号：06-6930-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

生野区民センター自動扉修繕

2 契約相手方

日立ビルシステム（株）

3 随意契約理由

本案件は、生野区民センター駐車場側に設置された自動扉の修繕を行うものである。

現在、設置から13年が経過し、雨天時に扉が開いたままになる状態が頻発していることから、故障リスクが非常に高く、点検事業者より装置の交換を推奨されている。

このような状態を放置し、突発的な故障が生じた場合、自動扉の開閉ができず区民センターの運営に支障をきたすことになる。また、災害時等緊急時に自動扉が停止した場合、適切な避難対応をとることができないことも想定されるため、早急な修繕が必要である。

今回修繕する自動扉の駆動装置は、日立ビルシステム株式会社が製作したものであり、独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製作会社しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

なお、同社製作の自動扉の修繕・保守点検等のメンテナンスは、同社で実施しており、本業務の履行にあたっては、同社以外に履行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となり、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、日立ビルシステム（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所地域まちづくり課（電話番号06-6715-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター小ホール可動床ジャッキ類改修工事

2 契約の相手方

カヤバCS株式会社

3 随意契約理由

旭区民センター小ホール可動床（以下、「当該設備」という。）について、現在、可動床・椅子の上下動作および位置の保持ができない状態となっている。

保守点検業者による詳細な点検を行った結果、上下動作および位置の保持を担うジャッキ設備の主要構成部であるギヤの欠損およびスクリー部の歪みが原因で、上下動作及び位置の保持ができないことが判明した。

旭区民センターの小ホールは、大ホールと同様に施設の中核を成しており、利用者に対して本来あるべき機能を確実に提供する必要があるため、今般本工事を施工するものである。

本件施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。当該設備は、カヤバCS株式会社が設計・製作・設置を行っており、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはカヤバCS株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課（電話番号06-6957-9008）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター大ホールロールバック制御盤外改修工事

2 契約の相手方

コクヨ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、旭区民センター大ホールの主要装置となる客席ロールバックの制御を担う制御盤内電装機器類、およびロールバック客席装置の更新を行うものである。

本工事の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。本工事の改修対象となる設備は、コクヨ株式会社が一体的に設計・製作・設置を行っているため、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、同社のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課（電話番号06-6957-9008）

随意契約理由書

1. 案件名称

阿倍野複合施設昇降機設備改修工事

2. 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3. 随意契約理由

本工事は、阿倍野複合施設（阿倍野図書館・阿倍野区民センター・やすらぎ天空館）に設置されている昇降機のうち、1～3号機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取り替えにあたっては、製作・施工会社にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 修繕名所

長居公園事務所 空調設備修繕

2 契約相手方

株式会社 NTT ファシリティーズ

3 随意契約理由

本件は、長居公園事務所の空調配管、排気ファン及び結露による天井腐食部の修繕、結露対策を行うものである。

現在、事務所、更衣室並びに脱衣室の給湯循環ポンプ配管が破損しているため、天井裏で結露漏水が発生している。その影響により天井が腐食し、更衣室内に漏れ出している状態である。今後、このまま放置すると建屋の腐食が広範囲に広がり、長居スタジアム本体の配管などに被害が及ぶ恐れがある。また、破損箇所真下には蛍光灯及び空調設備の電気配線があることから漏電の危険性もある。

また、倉庫及び資材置き場においては、排気ファンの故障により、空気が滞留していることから室温が高くなり、作業環境に悪影響を及ぼしている。

本施設の維持管理は、経済戦略局が上記業者に一括して委託しており、業者が施設全体を総合的に把握している。そのため、修繕の一部のみを他業者に依頼した場合、該当部分だけが一元的な管理から外れることとなり、設備全体の維持管理や責任の所在が不明確になるなどの弊害が生じる。このため、修繕後も一貫した管理体制及び性能保証を確保する観点から、引き続き上記業者と随意契約を行う。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

長居公園事務所 管理担当 (電話番号：06-6691-7200)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

住吉小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック (株) が製造・設置したものである。本昇降機は設置から25年以上が経過しており、巻上機などの主要機器の劣化による重大事故リスクが高まるなど、学校運営に著しい支障をきたすおそれがあるため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

天王寺中学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、東芝エレベータ（株）が製造・設置したものである。本昇降機は設置から25年以上が経過しており、巻上機などの主要機器の劣化による重大事故リスクが高まるなど、学校運営に著しい支障をきたすおそれがあるため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

歌島中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ (株) が製造・設置したものである。本昇降機は設置から25年以上が経過しており、巻上機などの主要機器の劣化による重大事故リスクが高まるなど、学校運営に著しい支障をきたすおそれがあるため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 今福下水処理場外14か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）東芝
- 3 随意契約理由：

本工事は、今福下水処理場外14か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）東芝が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である（株）東芝と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

天満中学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本エレベーター製造（株）が製造・設置したものである。本昇降機は設置から25年以上が経過しており、巻上機などの主要機器の劣化による重大事故リスクが高まるなど、学校運営に著しい支障をきたすおそれがあるため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

聖賢小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。本昇降機は設置から25年以上が経過しており、巻上機などの主要機器の劣化による重大事故リスクが高まるなど、学校運営に著しい支障をきたすおそれがあるため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

もと芦池小学校コンクリート擁壁撤去及びネットフェンス設置工事

2 契約の相手方

まこと建設(株)

3 随意契約理由

本工事はもと芦池小学校用地西側に設置されているコンクリート擁壁の撤去及びネットフェンスを新設する工事となる。

もと芦池小学校用地西側にあるコンクリート擁壁は、芦池小学校設立当初から設置されている擁壁であり、設置後70年以上経過している。

また、擁壁の一部は西側民地へ越境しており、擁壁自体もコンクリートの爆裂やクラックが多数認められること、一部鉄筋の露出も認められるなど著しく劣化している。

そのため、コンクリート擁壁の撤去は早急に必要であるが、仮撤去費用や工事ヤードの確保に問題があり着工ができなかつた中、隣接地でホテル建設工事が行われることとなり、越境しているコンクリート擁壁が建設工事に影響を及ぼすことが判明した。また、コンクリート擁壁撤去工事はもと芦池小学校用地西側の駐車場用地を工事ヤードとして使用する必要があるが、同時期にホテル建設工事も準備工事として駐車場のアスファルト撤去等の工事を実施するため、同一敷地内で別々の工事を実施することから、資材置場や工事場所が重複・輻輳し、両工事が錯綜することとなり、不要な事故等を招く恐れもある。

なお、コンクリート擁壁の撤去後は、本市敷地と西側民地を隔てるものがなくなるため、民地側からの侵入防止及び日々グラウンドで活動する園児の危険防止の観点から、上記工事に加え本市敷地内にネットフェンスを設置する工事も同時施工とする。

同一敷地内において施工するホテル建設工事の事業者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められると判断した。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

子ども青少年局 保育施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ

(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場本館棟ボイラー設備修繕

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟 2 階蓄熱槽室及び 1 階内臓ボイラー室に設置されているボイラー設備の修繕を行うものである。

当該ボイラー設備は、と畜解体における消毒用等の熱水を作るための設備であるが、その基幹部品である蒸気配管のマレプルバルブ等が故障しており、正常に運転ができない状態であり、また蓄熱槽室内市ボイラーNo. 3 の缶体から蒸気漏れが発生し、と畜解体に支障をきたすため、本修繕にて部品を取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、株式会社日本サーモエナーが施工したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 住吉配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、シンフォニアテクノロジー（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、シンフォニアテクノロジー（株）より修繕業務を移管されているシンフォニアエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

北港白津岸壁外2施設保安対策設備(UPSバッテリー等)修繕

2 契約の相手方

NECネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本案件は、「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく、港湾保安対策にかかる保安対策設備(UPSバッテリー、録画装置HDD、フェンスセンサー)に不具合等が発生したため、修繕を行うものである。

これらが設置されているのは、1年を通し24時間警備を実施している重要国際埠頭施設であり、当該設備の不具合が長期間に及ぶと不測の有事が発生した場合、警備業務の対応が滞るなど、保安対策に支障をきたすため、速やかに修繕を行う必要がある。

また、本業務実施にあたっては、上記法令に基づく保安規程による保安対策上、監視カメラの配置やシステム構築内容等の秘密保持を図る必要がある。

当該設備は、設置時に当局と上記業者との間で、秘密保持の誓約を含む工事契約を締結のうえ、特別な保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、設備の本体構造及びシステム全体を把握し、秘密保持に関する所要の体制を有する事業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本修繕を唯一実施することができる上記業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(防災保安)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場市場東棟南非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟南に設置されている非常用発電設備の老朽化により故障した部品の取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である川崎重工業（株）のみが有している。

しかし、川崎重工業（株）が製作した非常用発電設備の保守サービス業務全般・修理業務全般は、系列会社である（株）カワサキマシンシステムズに委嘱している。

（株）カワサキマシンシステムズは、川崎重工業（株）の製造及び製作とその機器の構造、仕組に関する情報や技術の提供を受けることができる唯一の業者である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である（株）カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 住之江下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外5か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場部分肉棟空調設備修繕

2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場部分肉棟屋上に設置されている空調設備の修繕を行うものである。

当該空調設備は、冷風を作るための循環水を冷やすための冷却塔であるが、その基幹部品である送風機等が故障しており、正常に運転ができない状態であるため、本修繕にて部品を取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、不二熱学サービス株式会社が施工したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。また、当該空調設備は、部分肉業者が現場で使用している空調設備であるが、修繕中は空調設備を停止しなければならず、現場への影響を最小限に抑えるべく速やかに修繕を行う必要があり、同社の知識と技術と経験がなければ、本修繕を短期間に実現することは不可能である。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは不二熱学サービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 深江抽水所耐水化電気設備工事
- 2 契約相手方：安川オートメーション・ドライブ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、深江抽水所の耐水化に必要な既設電気設備の移設及び移設に必要となる配管配線工事を行うものである。
本工事で移設する既設汚水ポンプ操作盤等は、安川オートメーション・ドライブ（株）が設計・製作・施工したもので、施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
既設制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設制御設備施工業者以外に施工させることはできない。
よって、既設制御設備施工業者である安川オートメーション・ドライブ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

- 1 工事名称 : 令和7年度 海老江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方 : 三菱電機(株)
- 3 随意契約理由 : 本工事は、海老江下水処理場外4か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等(以下「既設設備等」という)に、操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設設備等は、三菱電機(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、これらが一体となって機能を発揮するものである。

施工にあたり既設設備等の機能を保証させながら段階的な切替えを行う必要がある、その都度既設設備等に、操作回路等の変更・追加に加えて操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備等の施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、当該施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備等に適合する監視制御設備を構成する電気機器や配電盤内の制御機器を製作できるのも、当該施工業者のみである。

よって、三菱電機(株)と契約締結するものである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署 : 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7898)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 千島下水処理場外13か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外13か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等（以下「既設設備等」という）に、操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、これらが一体となって機能を発揮するものである。

施工にあたり、既設設備等の機能を保証させながら段階的な切替えを行う必要があり、その都度既設設備等に、操作回路、制御回路等の変更・追加に加えて操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備等の施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、当該施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備等に適合する監視制御設備を構成する電気機器や配電盤内の制御機器を製作できるのも当該施工業者のみである。

よって、（株）明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）